

へ) 取組による効果計

409百万円(イ) + 100百万円(ロ) + 0百万円(ハ) + 43百万円(ニ)
= 552百万円

③目標値(平成26年)

前記①②から、目標年次における中心市街地商店街の年間小売販売額は、2,470百万円とする。

1,921百万円(①) + 552百万円(②) = 2,473百万円 ÷ 2,470百万円

[4] フォローアップについて

(1) 中心市街地の歩行者・自転車通行量

事業の進捗状況について毎年度確認し、必要に応じて事業を促進するための措置を講じていくとともに、計画期間の中間年度にあたる平成23年度には数値目標の達成状況を検証し、必要に応じて目標達成に向けた改善措置を講じる。

また、計画期間の最終年度終了後についても再度検証等を行う。

(2) 中心市街地商店街の年間小売販売額

事業の進捗状況について毎年度確認し、必要に応じて事業を促進するための措置を講じていくとともに、計画期間の中間年度にあたる平成23年度には数値目標の達成状況を検証し、必要に応じて目標達成に向けた改善措置を講じる。

また、計画期間の最終年度終了後についても再度検証等を行う。

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

[1] 市街地の整備改善の必要性

(1) 現状分析

本市の中心市街地は、中世千葉氏、近世小城鍋島氏の城下町としての歴史と伝統が色濃く残る地域である。こうした地域遺産は、小城のまちの輪郭を作る重要な要素でもある。

しかし、これまでの道路整備は大部分が日常生活に供するためのものであり、梧竹通りを除いて、小城公園周辺や小路・通りなどの文化遺産の付加価値の向上を図るための景観に配慮した歩行空間の整備が進んでいない状況である。特に商業が集積する小城本町通り商店街地域では、昭和以前に建てられた木造建築も多く、道路等の環境改善面においては、整備が進んでいない状況である。現在、小城本町通りでは、都市計画道路小城駅千葉公園線(県事業)の整備が進められているが、用地交渉や事業予算の確保等の

問題により安全な歩行空間の整備が遅れている。

また、JR小城駅は、駅前交通広場に十分な駐車場、駐輪場の確保ができていない状況から鉄道利用時間帯における安全な歩行空間の確保が困難な上に、慢性的な交通渋滞を招くなど中心市街地の都市活動を阻害する要因となっている。

中心市街地の駐車場については、空き家となった土地がその都度、駐車場化している状況であり、小規模の駐車場がまちなかに散在している。そのため、量的に確保されていても、アクセス面や場所がわかりにくいこと等、また公共駐車場が適所において量的に少ないことなどから利用しにくい状況にある。

本市中心市街地の特長は、本市のシンボルである小城公園（日本の歴史公園 100 選、日本さくら名所百選）があり、広大なパブリックスペースと歴史・文化ゾーンを形成していることがあげられる。小城公園は、都市生活に必要な都市緑地空間と拠点的機能を活かし、市民の利便性の向上及び観光客の観光スポット等を提供しているが、エントランスの未整備や大型観光バス等の駐車場が確保されていないことから、観光ルートの設定としては不十分な状況である。

（２）事業の必要性

現状分析を踏まえて、活性化を図る上では、地域住民の安全・安心の生活空間整備とともに、来街者の利便性、快適性の向上が不可欠であり、市街地の整備改善の必要性がある。

中心市街地の輪郭となる歴史・文化遺産を活かすために、歴史的建造物等の復元・保存に取り組むとともに、街路や道路（小路）、公園及び説明案内板等を整備することにより、安全かつ、快適で景観に配慮された魅力的な歩行空間整備や電線類の地中化の促進、風情のある回遊道路整備等を推進する必要がある。

また、長崎自動車道小城パーキングエリアにETC対応のスマートインターチェンジの整備や、マイカー及び大型観光バス対応の駐車場、道路案内サインの整備により、中心市街地へのアクセス性の向上を図る必要がある。

さらに、中心市街地の玄関口に相応しい景観に配慮したJR小城駅周辺環境整備は、少子高齢社会に備えて鉄道や路線バスなども含めた公共交通の拠点性と結節性を高める上で、必要な事業である。駅舎及び駅前広場のバリアフリー化や公共交通機関相互の乗り継ぎの簡便化への対応を行い、駅周辺において民間事業者による建物の更新を促進していく必要がある。

（３）フォローアップの考え方

事業の進捗状況について毎年度確認し、必要に応じて事業を促進するための措置を講じる。

〔２〕具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：地域生活基盤施設／勢屯ポケットパーク整備事業 事業内容：県道の拡幅工事に伴う、ポケットパーク整備 実施時期：H22年度	小城市	本事業は、都市計画道路小城駅千葉公園線の交差点拡幅改良工事に伴い、ミニ公園を整備するもので、住民の生活環境の高質化と来街者の回遊性の向上を図ることができ、目標達成に必要な事業である。	○支援措置：社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画） ○実施時期：H22年度	
事業名：中心市街地商店街再生エリアマネジメント推進事業 事業内容：中心商店街区域におけるマーケットリサーチ及び土地利用及び建築物の整備計画作成 実施時期：H22年度	小城市	本事業は、中心商店街のブロック単位の土地利用や導入する建築物の整備計画を都市計画や商業施設開発等の専門家チームの派遣により市場調査やまち並み整備計画の作成を行うものである。計画の実施により不動産の流動化を促進し、空き地、空き店舗を集約し、土地・建物の利活用を進めることで、中心市街地の空洞化に歯止めをかけ、商店街の再生を図ることができ、目標達成に必要な事業である。	○支援措置：社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（小城中心市街地地区）） ○実施時期：H22年度	
事業名：高質空間形成施設／小城公園高質化推進事業・エントランス広場等の整備 事業内容： ①公園道路整備 ・石張風遮熱性アスファルト型押舗装883㎡ ・歩道（石張）整備297m ②水路修景整備255m ③エントランス広場整備 ・石張舗装等682㎡ ④園路改修整備 ・バリアフリー園路38㎡ ⑤既設駐車場整備 ・遮熱性舗装1,068㎡ ⑥新設駐車場整備 ・遮熱性舗装857㎡ ⑦植栽の整理・補植	小城市	本事業では、公園内の施設の充実とバリアフリー化を図るとともに、エントランスの修景整備を行う。歴史文化拠点として景観に配慮した高質な緑地空間形成を図り、市民はもとより、観光客等の癒しと交流の場づくりを推進する。高質化により、まちなか観光拠点としてのポテンシャルを活かし、観光客等の誘致を図ることができ、目標達成に必要な事業である。	○支援措置：社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（小城中心市街地地区）） ○実施時期：H23～H26年度	

実施時期：H23～26 年度				
事業名：地域生活基盤施設／小城公園高質化推進事業・園内サインの計画整備	小城市	<p>本事業は、歴史文化拠点として景観に配慮した高質な緑地空間形成を図り、市民はもとより、観光客等の癒しと交流の場づくりを推進する。楽しく公園内を巡ることが可能となることで、公園の高質化にも寄与することに繋がり、まちなか観光拠点としてのポテンシャルを高め、観光客等の誘致を図ることができ、目標達成に必要な事業である。</p>	<p>○支援措置：社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（小城市街地地区））</p> <p>○実施時期：H25～H26 年度</p>	
事業内容：小城公園内の散策や移動をスムーズにする案内板や誘導サインを計画的に設置				
実施時期：H25～26 年度				
事業名：中心市街地景観形成ガイドライン（デザインコード）作成事業	小城市	<p>本事業は、中心市街地の良好な景観・風景を保全・活用するため、景観形成ガイドラインの作成を行い、美しいまち並み形成により観光客等をまちなかへ誘導が促進されるとともに、良好な景観は生活者に癒しとゆとりを与えることができ、人口の定着に寄与することになることから、目標達成に必要な事業である。</p>	<p>○支援措置：社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画）</p> <p>○実施時期：H23 年度</p>	
事業内容：美しい景観形成のための基本的方針を示すガイドラインを作成				
実施時期：H23 年度				
事業名：地域生活基盤施設／JR小城駅周辺環境整備事業・駐車場整備	小城市	<p>本事業は、JR小城駅に不足する駐車場の整備を行う。駐車場の整備に伴い、自家用車保有者の利便性が向上され、目標達成に必要な事業である。</p>	<p>○支援措置：社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（小城市街地地区））</p> <p>○実施時期：H24～H26 年度</p>	
事業内容：駐車場の整備 312.2㎡				
実施時期：H24～26 年度				
事業名：地域生活基盤施設／JR 小城駅周辺環境整備事業・駅前広場整備	小城市	<p>本事業は、JR小城駅の公共交通機関相互の乗換利便性の向上、安全で快適な歩行者間等の確保等を図るため、ロータリー等の見直しによる駅前交通広場の再整備を行うことで、利用者等の利便性の向上を図ることが</p>	<p>○支援措置：社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（小城市街地地区））</p> <p>○実施時期：H24</p>	
事業内容：駅前の交通広場・ロータリーの再整備 1,858 ㎡・バリア				

フリー対応の公衆トイレの整備		でき、目標達成に必要な事業である。	～H26年度	
実施時期：H24～26年度				
事業名：地域生活基盤施設／JR小城駅周辺環境整備事業・駐輪場整備	小城市	本事業は、JR小城駅に不足する自転車駐輪場の増設を行う。 駐輪場の確保等に伴い、自転車利用者の利便性の向上と歩道等の駐輪や放置自転車等の解消を図ることができ、目標達成に必要な事業である。	○支援措置：社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（小城市街地地区）） ○実施時期：H24～H26年度	
事業内容：自転車駐輪場の整備849.3㎡				
実施時期：H24～26年度				
事業名：地域生活基盤施設／JR小城駅周辺環境整備事業・情報案内板整備	小城市	本事業は、中心市街地への来街者の利便性及びアクセス性の向上を図り、まちなか回遊の起点として来街者を増やすための事業と位置付けている。来街者への観光案内機能の充実により、観光客等の誘致と回遊性の向上を図ることができ、目標達成に必要な事業である。	○支援措置：社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（小城市街地地区）） ○実施時期：H26年度	
事業内容：情報案内板の設置				
実施時期：H26年度				
事業名：地域創造支援事業／JR小城駅周辺環境整備事業・駅舎修景整備	小城市	本事業は、築100年の趣のある駅舎を活かすために駅舎の修景整備を行い、中心市街地の玄関口に相応しい景観に配慮した意匠による観光客等へのイメージアップ効果が期待でき、目標達成に必要な事業である。	○支援措置：社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（小城市街地地区）） ○実施時期：H25～H26年度	
事業内容： ・駅舎瓦の葺きなおし200㎡ ・駅名板改修				
実施時期：H25～26年度				
事業名：地域創造支援事業／JR小城駅周辺環境整備事業・防犯カメラ整備	小城市	本事業は、JR小城駅に不足する駐車場の整備、駐輪場の増設に伴い駅前広場の防犯強化を図るため防犯カメラを設置することにより、安心且つ快適に小城駅を利用できる環境を整えることにより乗降客の増加に寄与し、目標達成に必要な事業である。	○支援措置：社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（小城市街地地区）） ○実施時期：H26年度	
事業内容：防犯カメラの設置				
実施時期：H26年度				

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：都市計画道路整備の推進 事業内容：都市計画道路小城駅千葉公園線 実施時期： 1工区：H11～22年度 2工区：H21～27年度	佐賀県	都市計画道路小城駅千葉公園線：小城駅から国道203号（下町交差点）までの延長1,780mのうち下町交差点から南へ約390m区間の整備が進められることとなっている。中心市街地の南北に走る主要幹線道路として、道路の拡幅、歩道空間の整備により、安全で歩きやすい歩行空間を確保し、回遊性の向上を図るために必要な事業である。	○支援措置：社会資本整備総合交付金（道路事業（街路）） ○実施時期： 1工区：H11～22年度 2工区：H21～27年度	
事業名：県道小城富士線整備事業 事業内容： ①小城中学校付近から中町交差点付近までの道路改築 L=1,700m ②上町～横町須賀神社付近までの道路改築 L=550m 実施時期： ①H16年度～ ②H12年度～	佐賀県	中心市街地の幹線道路として、道路の拡幅、歩道空間の整備が行われている。今回の整備により、安全で歩きやすい歩行空間が確保され、まちなかの回遊性の向上が図られることで、目標達成に必要な事業である。	○支援措置：社会資本整備総合交付金（道路事業） ○実施時期： ①H16年度～ ②H12年度～	
事業名：市道北小路・市民病院線改築事業 事業内容：市道北小路・市民病院線改築工事 L=170m 幅員 6m→7m 3.5m歩道設置 実施時期：H19～22年度	小城市	当該区間は、幅員が狭く改良が進んでいない状況であり、通勤・通学・通院時の渋滞緩和と歩行者の安全、安心な歩行者空間を整備することで回遊性の向上を図ることができ、目標達成に必要な事業である。	○支援措置：地域再生基盤強化交付金（道整備交付金） ○実施時期：H21～H22年度～	
事業名：小城PAスマートインターチェンジ整備事業	小城市	本事業は、長崎自動車道路小城パーキングエリアにETC対応のスマートインターチェンジ	○支援措置：社会資本整備総合交付金（活力創出基盤	

事業内容：長崎自動車道小城パーキングエリアを活用して、ETC専用の出入り口（スマートインターチェンジ）を新設		を設置し、長崎自動車道から中心市街地への誘導により観光客の増加を図ることで、賑わい創出に寄与することから、目標の達成に必要な事業である。	整備) ○実施時期：H24年度～	
実施時期：H18年度～				

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業
該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：高質空間形成施設／風情のある公園道路整備事業・市道小城公園・本告線 事業内容：[道路修景] 小城公園道路美装化工事 遮熱性舗装 540㎡ 実施時期：H26年度～	小城市	本事業は、歴史公園に相応しい公園道路の美装化整備により、本市中心市街地を象徴する快適な都市緑地空間形成による市民の生活文化環境の向上とまちなか観光拠点としてのポテンシャルを活かし、観光客等の誘致と回遊性の向上を図ることができ、目標達成に必要な事業である。	○支援措置：－ ○実施時期：－	
事業名：高質空間形成施設／風情のある道路（小路）整備事業・市道大手町岡町線 事業内容：地区道路の美装化工事 遮熱性舗装 L=211m 1356㎡ 実施時期：H26年度～	小城市	本事業は、城下町小城にふさわしい快適で、風情ある歩行空間づくりのため、環境対応型の遮熱性舗装の実施により居住者の都市生活環境の質を高めるとともに、観光客等の誘致と回遊性の向上を図ることができ、目標達成に必要な事業である。	○支援措置：－ ○実施時期：－	
事業名：高質空間形成施設／風情のある道路（小路）整備事業・市道桜岡小学校・鯖岡線 事業内容：梧竹生誕地に面する道路の拡幅・美装化工事 遮熱性舗装 L=278m 1466㎡ 実施時期：H26年度～	小城市	本事業は、城下町小城にふさわしい快適で、風情ある歩行空間づくりのため、環境対応型の遮熱性舗装の実施により居住者の都市生活環境の質を高めるとともに、観光客等の誘致と回遊性の向上を図ることができ、目標達成に必要な事業である。	○支援措置：－ ○実施時期：－	
事業名：地域生活基盤施設	小城市	本事業は、施設等の整備充実	○支援措置：－	

設（情報板）／各種サイン整備事業		を考慮して、車両及び歩行者の中心市街地への進入や市街地内の回遊がスムーズになるように、景観にも配慮した分かりやすいサインの整備を行うことから、目標達成に必要な事業である。	○実施時期：－	
事業内容：歩行者及び車両の誘導案内サインの整備				
実施時期：H26年度～				
事業名：地域生活基盤施設／再活性化拠点整備プロジェクト・交流広場整備事業	小城市	本事業は、まちなか市民交流プラザ整備に合わせて、交流広場を設置し、全て市民が気軽に訪れ、憩える高感度な公共空間を提供する。交流広場の整備に伴い、住民の生活文化環境の質を高めるとともに、市民及び観光客等の交流の促進と回遊性の向上を図ることができ、目標達成に必要な事業である。	○支援措置：－ ○実施時期：－	
事業内容：イベント・交流広場整備 1,430㎡				
実施時期：H22～26年度				

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

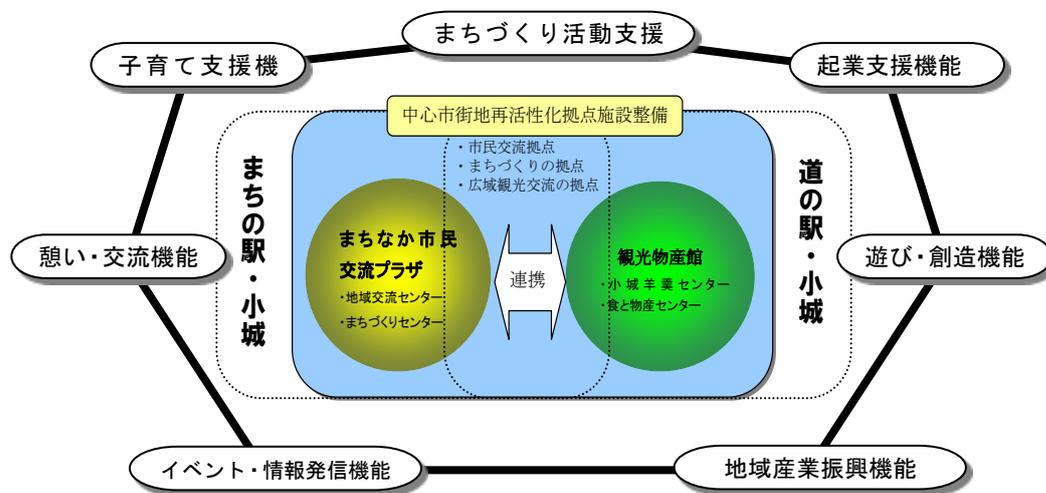
[1] 都市福利施設の整備の必要性	
(1) 現状分析	
<p>本市の中心市街地には、公共施設、教育文化施設、医療施設等の都市福利機能の集積が図られている。特に、小城屋根のない博物館構想の拠点施設として位置付ける桜城館（歴史資料館、中林梧竹記念館、図書館）は、小城の歴史・文化を象徴する観光交流施設でもあり、市内外の相互交流を目的とした魅力的なソフト事業等による施設の充実が進められている。</p> <p>また、小城中学校は、公共公益施設の適正立地などの観点から現地建替えを行うとともに、小城市民病院についても現地での増改築で市民ニーズに対応してきている。</p> <p>本市中心市街地には、市民病院や、ひらまつ病院のほか、多くの医院、診療所が開業しており、様々な診療科目が受けられる環境が整っている。一方で、まちづくりの拠点や高齢者の生きがいづくり・交流拠点、子育て支援施設など、市民が憩い、コミュニティを醸成し、市民力を強化するための施設が不足している。</p> <p>このように中心市街地に立地する都市福利施設については、可能な限り現地において更新していくとともに、郊外からまちなかへの立地を促進し、安全・安心、そして快適に歩いて暮らすことができるコンパクトなまちづくりを推進することとしている。</p>	
(2) 事業の必要性	
<p>中心市街地は居住者の高齢化率が高いことから、高齢化社会へ対応する高齢者の生活支援に加えて、子育て、障がい者支援のための都市福利施設の整備が必要である。</p> <p>また、中心市街地は路線バスや鉄道の交通結節点であり、中心市街地と市街地や郊外、</p>	

農村地域の市民が集まり交流を活発化させるための交流施設の整備が必要である。

三日月庁舎へ行政機能が移転集約される中で、小城庁舎の移転後における中心市街地活性化の起爆剤とするためには、観光客等への情報発信、市民の相互交流・活動拠点としての機能を持ったまちづくり活動・交流拠点施設が求められており、まちなか市民交流プラザ（市民活動支援・起業家支援・観光情報発信機能等）の整備により、観光客や市民来街者の増大や区域内の生活利便の向上を推進することが必要である。

また、まちなか市民交流プラザ等を拠点・起点として小城城下町・羊羹のまちの駅ネットワーク事業等による来街者の回遊性の向上とおもてなし機能の充実が求められる。

上記のような市民生活を支える都市福利施設や観光施設など、多様な都市機能の集積を進めることは、居住者の生活利便性を高めるとともに、市民活動の活発化とコミュニティの維持、来街者との交流の促進及び観光客へのサービスにも寄与することから必要性が高いものである。



▲中心市街地再活性化拠点における都市福利施設の整備イメージ

(3) フォローアップの考え方

事業の進捗状況について毎年度確認し、必要に応じて事業を促進するための措置を講じる。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：高次都市施設／再活性化拠点整備プロジェクト・まちなか市民交流プラザ整備事業	小城市	本事業は、行政サービス機能と市民活動支援機能（NPO 支援オフィス等）、産業支援機能、情報発信機能等を持った「まちなか	○支援措置：社会资本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（小城中	

事業内容:多機能を複合施設市民交流センターの建築 施設規模 4,722 m ²		市民交流プラザ」の整備を行うものである。市民が主体的に行う持続的なまちづくりの拠点としての役割を果たすとともに、市民や来街者等との交流が促進され、目標達成に必要な事業である。	心市街地地区)) ○実施時期: H23 ~ H26 年度	
実施時期: H23~26 年度				

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業
該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業
該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名:桜岡放課後児童クラブ室整備事業の推進 事業内容:桜岡小学校の隣接地に放課後児童クラブ室の建設を推進する 施設規模:約 140 m ² 実施時期:H22~26 年度	小城市	本事業は、子育て支援の充実や商店街との連携による地域ぐるみでの教育・子育て環境の向上と中心市街地の歴史・文化の継承に寄与する。また、子どもと高齢者の交流を促進し、まちなかの賑わいづくりと地域福祉の充実にも貢献することができ、目標達成に必要な事業である。	○支援措置: - ○実施時期: -	

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

[1] 街なか居住の推進の必要性	
(1) 現状分析 市全体の人口は微増しているが、中心市街地においては減少が始まっており、活力の低下への懸念がある。 また、人口構成についても高齢化率が25%以上になり、市全体と比べ中心市街地の少子・高齢化が進んでおり、世帯数及び世帯員自体も減少するなどコミュニティの衰退が懸念される。本市の中心市街地は、周辺郊外地域に比較して早期に開発が進められていることから、町屋に限らず全体的に老朽化した建物が多くなっているにもかかわらず、改修や建て替えが進んでいない状況である。そのため、高齢者や子育て世代等が住みやすい住宅がまちなかに不足している。また、住居の建替えの際は、郊外への転出を希望する人が多くなっている。 一方で、郊外からの転居者を考えた場合、郊外と比較して中心市街地の地価が高いこと	

や新築費用に加えて既存家屋の撤去費用が必要になることなどから高コストになりやすいことが阻害要因となり、中心市街地の居住人口は減少し、空き家、空き地が増加している。

(2) 事業の必要性

中心市街地で土地の高度利用を考慮した場合、集合住宅の整備が想定されるが、高層の集合住宅等の整備

については、住民の理解を得ることや和をイメージする良好な景観形成の観点からは本市中心市街地において不調和な面もあることから景観に配慮した戸建て住宅及び低中層の集合住宅等の整備を推進する必要がある。中心市街地の地域特性や環境に配慮することにより、住宅市街地としての魅力の向上に努めることで定住促進を図る必要がある。

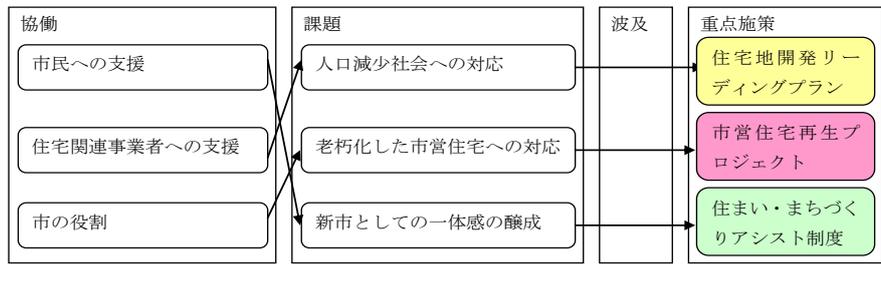
また、現在の住宅を引き続き住み続けられるように、リフォームを促進するとともに、空き家で質の高いものについては低廉で広い住宅へのニーズに対応するためその活用を促進するなど、住宅ストックの有効活用を図る必要がある。

このような状況の中、元気のある「街なか居住」を推進するためには、居住地域を中心に、民間投資意欲を喚起し、まちなか投資の誘導を図るためのインセンティブを与えとともに、中心市街地の魅力を高める住環境の整備に資する事業が必要である。

(3) フォローアップの考え方

事業の進捗状況について毎年度確認し、必要に応じて事業を促進するための措置を講じる。

■小城市住宅マスタープランにおける各視点と重点施策の関係



[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：中心市街地景観形成ガイドライン（デザインコード）作成事業（再掲） 事業内容：美しい景観形成のための基本的方針を示すガイドラインを作成	小城市	本事業は、中心市街地の良好な景観・風景を保全・活用するため、景観形成ガイドラインの作成を行い、美しいまち並み形成により観光客等をまちなかへ誘導が促進されるとともに、良好な景観は生活者に癒しとゆとりを与えることができ、人口の	○支援措置：社会资本整備総合交付金（都市再生整備計画） ○実施時期：H23年度	

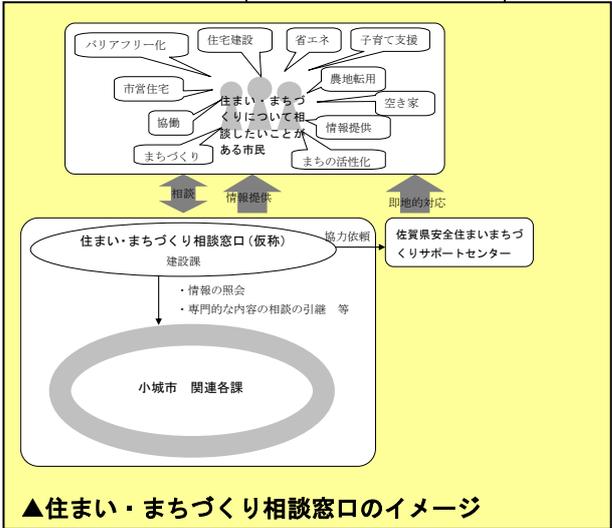
実施時期：H23 年度		定着に寄与することになることから、目標達成に必要な事業である。		
-------------	--	---------------------------------	--	--

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業
該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業
該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：まちなか居住推進事業・住宅取得支援制度 事業内容：中心市街地内に住宅又は店舗併用住宅を建設し、居住した場合に支援 実施時期：H24～26 年度	小城市	本事業は、中心市街地内に住宅又は店舗併用住宅を新築又は購入して居住した場合に建設費等の一部を助成することで、定住人口の確保と賑わいの創出に寄与することから、目標達成に必要な事業である。	○支援措置：－ ○実施時期：－	
事業名：まちなか住宅相談会（住まい・まちづくりアシスト制度）の開催 事業内容：住まい・まちづくりに関する総合的な相談窓口を設置し、住宅に関する相談会を開催 実施時期：H22～26 年度	小城市 建築士会	本事業は、市や建築士会等が共同で住まい・まちづくりに関する総合的な相談窓口を設置し、身近に相談できる体制を構築するものである。 相談内容に応じて空き地・空き屋等の情報を一元管理するとともに、情報提供や活用できる制度の紹介等を実施することで、安心・安全の住まいづくりを進めることができ、定住人口の確保に必要な事業である。	○支援措置：－ ○実施時期：－	



7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項

[1] 商業の活性化の必要性

(1) 現状分析

本市中心市街地の商店街は、近郊の人々の生活物資の供給、娯楽の提供の役割を担ってきた。しかし、中心商店街の大型スーパーが撤退し、市街地周辺へのロードサイド店の出店や隣接市への郊外型大規模小売店の進出、購買手段の多様化等、中心市街地商店街の環境は大きく変貌し、著しく売上額が減少するとともに、後継者不足等に伴う空き店舗の増加により、空洞化が急速に進行している。

かつて、住民の日常生活を支えた中心市街地は、今では日常の買物場所としての関わりは希薄になり、特に「食料品」については、中心市街地外縁や郊外大型店に依存している。

また、中心商店街は、様々な人々が集まり活動する場として、市民のための重要な公共空間の一つでもあり、特に道路に面したまち並みは市民共有の財産でもある。そこが魅力ある場所であり続けるための重要な要素の一つが「魅力的な商業空間」であり、そのためには、城下町としての風情や潤いあるまち並みづくりとともに、魅力的な生活スタイルの提案や住民ニーズを迅速に実現できる商業空間の再構築が喫緊の課題である。

(2) 事業の必要性

これまで観光施設や宿泊施設に集中していた観光客が、多様な魅力を求めてまちなかに関心を持つのに合わせて、商業者や地域住民、行政が協力し合い、都市整備や景観形成などを進めることで、まちなかの商業や伝統工芸といった地場産業、農業など多様な分野に波及効果が期待できる。そうした景観まちづくりの推進や多様な産業の振興による賑わいの創出、商店街等の活力の向上を図るために、羊羹店が集積する中心市街地の特長を活かして、観光客をまちなかへ誘致し、さらに滞留時間を延長させる様々な仕掛けづくりが必要である。

また、既存の商店街において共同建替えやファサード整備、駐車場整備、ポケットパークの配置等をエリアマネジメントし、快適性や利便性に優れた、賑わいのある魅力的な商業空間づくりを推進する必要がある。

さらに、本計画の「観光物産館」(ファーマーズマーケット、小城羊羹センター等)は、小城城下町・羊羹のまちの駅ネットワークの拠点として、また小城羊羹通りを軸とした商業再生の起点となる賑わいを生み出す重要な要素であり、中心市街地の活性化を図る上で必要な事業である。

加えてイベント等による商店街との連携が必要であるとともに、新たな観



▲羊羹店の集積(23店舗)を活かした羊羹のまちの駅ネットワークの構築
光施設や周辺観光施設、観光まち歩き回遊ルートの設定などの充実が必要になる。

(3) フォローアップの考え方

事業の進捗状況について毎年度確認し、必要に応じて事業を促進するための措置を講じる。

[2] 具体的事業等の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業等

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
措置名：大規模小売店舗立地法の特例区域の設置の要請 事業内容：大規模小売店舗法の手続きを適用除外とする「第1種特例区域」の設定についての県への要請 実施時期：H22年度～	小城市	中心市街地内に高い集客力を有する大規模小売店舗の出店を促進する措置であり、空き店舗の有効活用のほか、賑わい創出の起点づくりによる商店街への回遊性の向上と地域住民の日常生活品の買物の場を確保するために必要な措置である。	○支援措置： 大規模小売店舗立地法の特例（第一種大規模小売店舗立地法特例区域） ○実施時期：（支援措置を受ける時期）H22年度～	
事業名：町屋「深川家住宅」活用による集客交流施設整備事業 事業内容：飲食店、物販施設、交流広場、ギャラリー等の改修整備及びまちなかナビゲーター（案内人）の設置 施設規模：359.97㎡ 実施時期：H21年度～	(株) まちづくり小城	本事業は、国登録有形文化財及び22世紀に残す佐賀県遺産の町屋深川家住宅を保存・活用し、中心市街地に不足する飲食店や物販施設、コミュニティ施設として整備するとともに、まちなかナビゲーター（案内人）を設置し、まちなかへの誘導案内を行うことで、来街者の増加が見込め、中心市街地全体の回遊性の向上による賑わい創出に寄与する事業として目標達成に必要な事業である。	○支援措置： 中小小売商業高度化事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の主務大臣認定 ○実施時期：（支援措置を受ける時期）H21年度～	戦略的 中心市街地商業等活性化支援事業費補助金の活用（経済産業省）

■当該中小小売商業高度化事業が、当該中心市街地における他の商店街等への商業活性化に係る取組にもたらす影響（当該商店街等及び当該中心市街地内における他の商店街等の来街者数の現況等）

当該事業計画地の上町・中町通り周辺は、中心市街地内の重要な歴史文化拠点及び小城の商店街の発祥の地であるにもかかわらず、中心市街地の各商店街と同様に、店舗の減少とともに、歩行者通行量も年々減少している。

中心市街地再活性化拠点整備プロジェクト、JR 小城駅周辺環境整備プロジェクト、小城公園高質化推進事業及び空き店舗対策事業と併せて本事業が実施されることにより、当該地区の歴史文化拠点機能の充実や賑わい創出による相乗効果が期待される。

また、本事業とまちなかへの誘客イベント等の一体的な実施により、中心商店街や周辺商店街への集客効果が生まれ、中心市街地全体の回遊性の向上を図ることができる。

○小城市中心市街地歩行者・自転車通行量調査（毎年10月/11月調査：9時～19時）（単位：人/日）

調査地点	H19年	H20年	増減 H20-H19)	増減率(H20/H19)
①小城庁舎前	904	756	△148	83.6%
②本町通り(NTT前)	337	295	△42	87.5%
③JR小城駅前	864	767	△97	88.8%

○3地点の平日・休日の平均歩行者通行量の推移表

年	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
歩行者通行量(人)	5,772	5,193	4,679	4,665	4,669	3,709	2,636	2,772	2,437	2,105	1,818

注) H18年以前のデータは、商店街内の調査地点においては小売販売額と、JR小城駅前の調査地点においてはJR小城駅の乗降客との相関により推計。

■個店の活力や集客力、営業状態等が全体の魅力の向上にどのように結び付き、また逆に、商店街の特性や共同事業の成否が構成店舗の活力の向上にどのように結び付いているか、「個々の取組」と「共同的な取組」との連動内容

当該事業計画地の上町・中町通り周辺には歴史的建築物が多く残り、小城城下町の風情を感じさせるまち並みが現存している。特に上町地区には国登録有形文化財と22世紀に残す佐賀県遺産に登録されている歴史的建築物（町屋深川家住宅、村岡総本舗羊羹資料館、小柳酒造）が集積している。そうした歴史的建築物の集積を活かし、景観形成ガイドラインに基づき良好なまち並み形成を推進するとともに、それらを次世代へ継承していくために歴史的建造物等のネットワークの強化と利活用を促進し、小城の中世から近世にわたる城下町としての独自の魅力を発信し続け、集客力のある店舗を導入し、当該地区の賑わい創出は勿論のこと、中心市街地商店街の賑わいの回復を目指す。

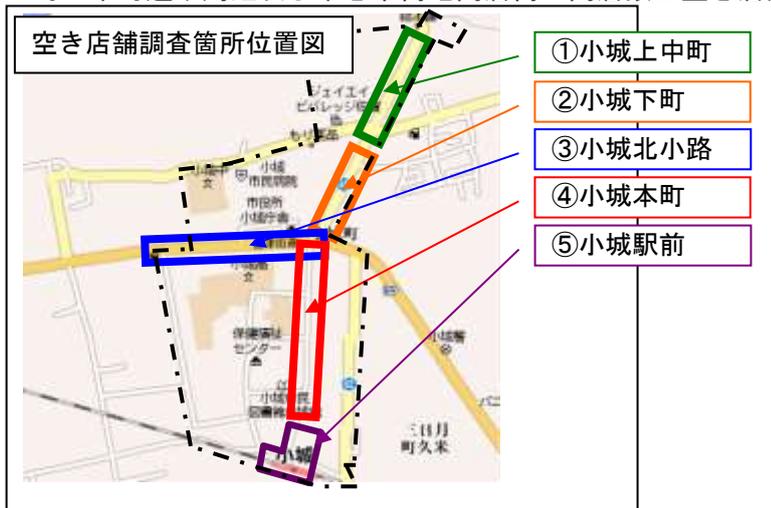
また、併せて伝統産業である小城羊羹や700年間続く「小城山挽き祇園祭」、地元農家・郷土料理保存グループとのコラボレーションによって、魅力ある商業集積を目指す。さらには、小城羊羹の販売店23店舗が中心市街地内に集積しているまちの特徴を活かして、小城城下町・羊羹のまちの駅ネットワークを構築し、来街者がいつでも気軽に使用できるトイレや休憩所として開放するとともに、羊羹の試食サービスやまちなか観光情報の提供などによるおもてなし機能の向上を図る事業展開によって、来街者が回遊し、買物する楽しさを提供できる魅力的な商業空間づくりを目指す。

このように、当該事業は、「個々の取組」と「共同的な取組」により商店街全体の魅力の向上に連動している。

■当該中小小売商業高度化事業に影響を与える空き店舗数・率の現況

当該事業計画地区とその周辺の空き店舗率は中心市街地全体の空き店舗率に比して低いものの、店舗廃業の都度、空き屋・空き地化している状況である。本事業を通じた当該地区の賑わい回復、歴史的建造物等の活用や小城城下町・羊羹のまちの駅ネットワーク構築事業、空き店舗対策事業などによって空き店舗数の減少を目指す。また、当該事業は中心市街地の集客核であることから、中心市街地への新たな出店動機へつながり、中心市街地商店街の空き店舗の減少にも貢献する。

上町・中町通り周辺及び中心市街地商店街の商店数と空き店舗数等の現況



調査地区名	平成 19 年		
	空き店舗数	商店数	空き店舗率
小城上中町	2	19	10.53
小城下町	4	33	12.12
小城北小路	9	56	16.07
小城本町	9	62	14.52
小城駅前	2	12	16.67
計	26	182	14.29

※商工観光課踏査(H19.10.1)資料より作成

■文教事業、医療施設、公共事業等まちの諸事業と連動した中小小売商業高度化事業であること

当該事業は、県の実施する県道小城富士線整備事業や都市計画街路事業による歩行空間整備や市の実施する中心市街地再活性化拠点整備プロジェクト、JR 小城駅周辺環境整備プロジェクト、小城公園高質化推進事業、小城城下町・羊羹のまちの駅ネットワーク構築事業、小城パーキングスマートインターチェンジ整備事業及び小城屋根のない博物館事業等と連動し、魅力的なまちなか都市・商業環境整備を行うことで賑わいの創出を図る等、まちの諸事業と連動した中小小売商業高度化事業である。

<p>事業名：大型商業施設空き店舗スペースを活用したテナントミックス施設整備事業</p>	<p>(株) まちづくり 小城</p>	<p>本事業は、現在空き店舗の寿屋撤退跡に、昼間の憩いと交流、夜間の賑わい創出を図るために、既存店舗を改築・改装して飲食店街を整備し、若年層から高齢者層までの多世代が満足する新たな飲食スポットを提供するとともに、商業起業家支援の場としても活用を図る。また、中心商店街と連携した各種イベントの活用により、交流人口の拡大と賑わい創出に寄与する事業として、目標達成に必要な事業である。</p>	<p>○支援措置： 中小小売商業高度化事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の主務大臣認定 ○実施時期：H22 年度～</p>	<p>戦略的 中心市街地商業等活性化支援事業 費補助金の活用(経済産業省)</p>
<p>事業内容：中心商店街の大型商業施設空き店舗を改築・改装した集合型飲食店街（屋台村）の整備及び中心商店街と連携した集客イベントの実施 施設規模：795.19 m²</p>				
<p>実施時期：H22 年度～</p>				

■当該中小小売商業高度化事業が、当該中心市街地における他の商店街等への商業活性化に係る取組にもたらす影響（当該商店街等及び当該中心市街地内における他の商店街等の来街者数の現況等）

当該事業計画地は、市役所小城庁舎とバスセンターに隣接し、本町通り商店街と北小路商店街が重なる中心市街地の重要な場所に位置するとともに、市役所小城庁舎から小城公園までの観光客等の回遊動線上にも位置しており、恵まれた立地環境にある。しかし、近年の郊外大型店の進出や公共公益

施設の郊外立地等に伴い、中心商店街の店舗の減少とともに、歩行者通行量も年々減少し、中心市街地の商業機能が急速に低下している。

中心市街地再活性化拠点整備プロジェクト、JR 小城駅周辺環境整備プロジェクト、小城公園高質化推進事業、商店街等景観整備事業及び空き店舗対策事業と併せて本事業が実施されることにより、当該事業計画地とその周辺の交流機能の充実及び賑わい創出による相乗効果が期待される。

また、既存商店街と連携したイベント等の一体的な実施により、中心商店街や周辺商店街への集客効果が生まれ、中心市街地全体の回遊性の向上を図ることができる。

※中心市街地の歩行者通行量の状況は、P82 に記載。

■個店の活力や集客力、営業状態等が全体の魅力の向上にどのように結び付き、また逆に、商店街の特性や共同事業の成否が構成店舗の活力の向上にどのように結び付いているか、「個々の取組」と「共同的な取組」との連動内容

当該事業計画地の北小路・本町周辺には、小城公園に象徴される歴史・文化遺産が多く残り、城下町の風情を感じさせるまち並みが現存している。それらを次世代へ継承していくために歴史・文化遺産等のネットワークの強化と利活用を促進し、小城の中世から近世にわたる城下町としての独自の魅力を発信し続け、集客力のある店舗を導入し、中心市街地商店街の賑わいの回復を目指す。

また、併せて伝統産業である小城羊羹や地元農家・郷土料理保存グループとのコラボレーションによって、魅力ある商業集積を目指す。さらには、小城羊羹の販売店23店舗が中心市街地内に集積しているまちの特徴を活かして、小城城下町・羊羹のまちの駅ネットワークを構築し、来街者がいつでも気軽に使用できるトイレや休憩所として開放するとともに、羊羹の試食サービスやまちなか観光情報の提供などによるおもてなし機能の向上を図る事業展開によって、来街者が回遊し、買物する楽しさを提供できる魅力的な商業空間づくりを目指す。

このように、当該事業は、「個々の取組」と「共同的な取組」により商店街全体の魅力の向上に連動している。

■当該中小小売商業高度化事業に影響を与える空き店舗数・率の現況

当該事業計画地の商店街の空き店舗は18店舗で、偏在しており、また当該商店街においては、比較的大きな空き店舗が存在している。本事業を通じた商業環境整備とソフト事業を実施することで、当該商店街の賑わいの回復を図り、小城城下町・羊羹のまちの駅ネットワーク構築事業、空き店舗対策事業などによって空き店舗数の減少を目指す。また、当該事業は中心市街地の集客核であることから、中心市街地への新たな出店動機へつながり、中心市街地商店街の空き店舗の減少に貢献する。

※空き店舗の現況は、P83 に記載。

■文教事業、医療施設、公共事業等まちの諸事業と連動した中小小売商業高度化事業であること

当該事業は、県の実施する県道小城富士線整備事業や都市計画街路事業による歩行空間整備と市の実施する中心市街地再活性化拠点整備プロジェクト、JR 小城駅周辺環境整備プロジェクト、小城公園高質化推進事業、小城城下町・羊羹のまちの駅ネットワーク構築事業、小城パーキングスマートインターチェンジ整備事業及び小城屋根のない博物館事業等と連動し、魅力的なまちなか都市・商業環境整備を行うことで賑わいの創出を図る等、まちの諸事業と連動した中小小売商業高度化事業である。

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名：町屋「深川家住宅」活用による集客交流施設整備事業</p> <p>事業内容：飲食店、物販施設、交流広場、ギャラリー等の改修整備及びまちなかナビゲーター（案内人）の設置 施設規模：359.97㎡</p> <p>実施時期：H21年度～</p>	(株) まちづくり 小城	本事業は、国登録有形文化財及び22世紀に残す佐賀県遺産の町屋「深川家住宅」を保存・活用し、中心市街地に不足する飲食店や物販施設、コミュニティ施設として整備するとともに、まちなかナビゲーター（案内人）を設置し、まちなかへの誘導案内を行うことで、来街者の増加が見込め、中心市街地全体の回遊性の向上による賑わい創出に寄与する事業として目標達成に必要な事業である。	<p>○支援措置： 戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金（経済産業省）</p> <p>○実施時期：H21年度～</p>	
<p>事業名：大型商業施設空き店舗スペースを活用したテナントミックス施設整備事業</p> <p>事業内容：中心商店街の大型商業施設空き店舗を改築・改装した集合型飲食店街（屋台村）の整備及び中心商店街と連携した集客イベントの実施 施設規模：795.19㎡</p> <p>実施時期：H22年度～</p>	(株) まちづくり 小城	本事業は、現在空き店舗の寿屋撤退跡に、昼間の憩いと交流、夜間の賑わい創出を図るために、既存店舗を改築・改装して飲食店街を整備し、若年層から高齢者層までの多世代が満足する新たな飲食スポットを提供するとともに、商業起業家支援の場としても活用を図る。また、中心商店街と連携した各種イベントの活用により、交流人口の拡大と賑わい創出に寄与する事業として、目標達成に必要な事業である。	<p>○支援措置： 戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金（経済産業省）</p> <p>○実施時期：H22年度～</p>	
<p>事業名：中心市街地活性化協議会タウンマネージャー設置等事業</p> <p>事業内容：タウンマネージャーの設置</p> <p>実施時期：H21年～23年度</p>	小城商工会議所	中心市街地活性化協議会において、事業計画の実施にあたり関係機関及び関係者との調整・コーディネートを行うタウンマネージャーを設置するとともに、各種事業の調査研究を行うことは、協議会の円滑な運営及び各種事業の実効性の確保を図ることができ、目標の達成に必要な事業である。	<p>○支援措置名：戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金（経済産業省）</p> <p>○実施時期：H21年～23年度</p>	商業活性化事業

事業名：地域創造支援事業／商店街元気づくり事業（空き店舗等対策支援）	小城市	本事業は、空き店舗や空き家を活用し、商店街団体等や個人事業者が新たに新店又はコミュニティ施設として活用するための初期費用に助成を行うもので、目標の達成に必要な事業である。	○支援措置：社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（小城市街地地区）） ○実施時期：H22～H26年度
事業内容：空き店舗・空き家を活用する際の助成			
実施時期：H22～26年度			
事業名：地域創造支援事業／商店街元気づくり事業（まちなか賑わい拠点整備支援）	小城市	本事業は、現在、空き店舗となっている小柳酒造酒蔵等（国登録有形文化財・22世紀に残す佐賀県遺産）を賑わいと交流の促進のための集客コミュニティ施設として活用する事業に対して助成を行うもので、目標の達成に必要な事業である。	○支援措置：社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（小城市街地地区）） ○実施時期：H24～H26年度
事業内容：小柳酒造酒蔵等を活用する際の助成			
実施時期：H24～26年度			
事業名：地域創造支援事業／商店街元気づくり事業（チャレンジ起業支援）	小城市	本事業は、個人及び法人が、チャレンジ精神を持ち、初めて商業活動をしようとする時、商店街の空き店舗等を活用し、賑わいと魅力ある商店街の形成に寄与する場合に助成を行うもので、目標の達成に必要な事業である。	○支援措置：社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（小城市街地地区）） ○実施時期：H22～H26年度
事業内容：空き店舗・空き家・空きスペース等を活用する際の助成			
実施時期：H22～26年度			
事業名：地域創造支援事業／商店街元気づくり事業（医商連携施設整備）	小城市	本事業は、中心商店街における街路事業に合わせて、少子高齢化に対応した医商連携の商店街の再構築を図るため、空き地等を活用し、安心・安全の居住空間づくりと交流を促進する医療・介護・子育て支援の整備に対して目標の達成に必要な事業である。	○支援措置：社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（小城市街地地区）） ○実施時期：H24～H26年度
事業内容：商店街と連携して都市・商業機能の充実を図るための医商連携施設整備に対する助成			
実施時期：H24～26年度			
事業名：地域創造支援事業／小城城下町・羊羹のまちの駅ネットワーク構築事業	小城市	本事業は、誰でもが気軽に立ち寄ることができ、商店等を見学したり、休憩したり、また地域の情報を手に入れることができる「城下町・羊羹のまちの駅」ネットワークづくりを行う。まちの駅をネットワーク化するこ	○支援措置：社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（小城市街地地区）） ○実施時期：H22～H24年度
事業内容：市内の店舗や事業所、公共公益施設等のまちの駅への登録促			

進を行うとともに、観光客等へおもてなしのサービスを提供する事業を実施		とで、商店街の魅力づくりと観光客へのサービスの質の向上とともに、来街者への安心感を提供できるため、賑わいの創出に寄与することから、目標の達成に必要な事業である。		
実施時期：H22～24年度				
事業名：地域創造支援事業／小城祇園700年祭プロジェクト	小城市	本事業は、小城祇園祭りが鎌倉時代から数え700年を迎えるにあたり、城下町小城のプロモーションと地域伝統文化の振興のため記念祭を旅行代理店等とタイアップして、見学だけでなく参加型観光商品として造成し、観光客等の誘致を図ることで、往時の賑わいの復活と伝統文化の継承に寄与することから、目標の達成に必要な事業である。	○支援措置：社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（小城市街地地区）） ○実施時期：H26年度	
事業内容：700年を迎える山曳祇園、小城祇園夏まつりで賑わう城下町（7月）を演出し、集客を図る				
実施時期：H26年度				

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：中心市街地活性化推進事業	中心市街地活性化協議会	中心市街地活性化協議会において、活性化に向けた各種取り組みや協議会の運営に対する課題解決のために研修会や勉強会、シンポジウム等を開催し、専門家のアドバイスを受けることは、中心市街地活性化に対する合意形成と各種事業の実効性の確保を図ることができ、目標の達成に必要な事業である。	○支援措置名：中心市街地活性化診断・サポート事業（経済産業省） ○実施時期：H21～H23年度	中心市街地商店街等活性化支援事業
事業内容：中心市街地活性化に向けた取り組みや合意形成、参加意識の啓発等のための研修会、勉強会、シンポジウム等の開催				
実施時期：H21～23年度				
事業名：中心市街地商店街等活性化事業計画支援事業	中心市街地活性化協議会	中心市街地活性化協議会において、商業施設事業計画の具体化に伴う課題解決のための調査研究による専門家のアドバイスを受けることは、商業系民間事業のスムーズな立ち上がりが可能となるとともに事業の収益性及び実効性の確保を図ることができ、目標の達成に必要な事業	○支援措置名：中心市街地活性化診断・サポート事業（経済産業省） ○実施時期：H21～H22年度	中心市街地商店街等活性化支援事業
事業内容：中心市街地活性化に資する商業施設整備に係る調査研究等				
実施時期：H21～22年度				

		である。		
--	--	------	--	--

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：地域創造支援事業／商店街等景観整備事業（ファサード整備支援） 事業内容：建築協定等を締結して良好なまち並み形成に取り組む商業者等の店舗改装工事費等への助成 実施時期：H26年度～	小城市	本事業は、市景観形成ガイドライン等を適用した良好な都市景観の形成に向けた商店街づくりを推進する。商店街の良好なまち並み景観形成は、まちなかの回遊機会の増大に繋がることから、目標の達成に必要な事業である。	○支援措置：－ ○実施時期：－	
事業名：地域創造支援事業／小城公園おもてなし茶屋整備事業 事業内容：観光客の誘致を図るため、小城公園のエントランスに観光茶屋の整備 実施時期：H26年度～	小城市	本事業は、小城公園おもてなし茶屋社会実験事業の成果を踏まえて、観光客等への案内機能に加えて、小城公園の良好な景観と共に羊羹等の地元特産品を味わってもらう観光ホスピタリティの提供施設整備による観光客等の誘致を図る。賑わい創出に寄与する事業として、目標達成に必要な事業である。	○支援措置：－ ○実施時期：－	
事業名：再活性化拠点整備プロジェクト・観光物産館ファーマーズマーケット整備事業 事業内容：物産販売施設等の建築 施設規模：477㎡ 実施時期：H23～25年度	(株) まちづくり 小城	本事業は、道（まち）の駅の拠点となる施設として、市内の特産品の展示と産直販売店舗、テナントミックス店舗、交流スペースなどを備えた観光物産館等の整備を行うことで、「広域観光の拠点づくり」と「まちなかの賑わいづくり」の実現を図ることができ、目標達成に必要な事業である。	○支援措置：－ ○実施時期：－	
事業名：高次都市施設／再活性化拠点整備プロジェクト・観光物産館小	小城市	本事業は、地域ブランドとしての小城羊羹の更なる知名度と価値を高めるため、各種小城羊	○支援措置：－ ○実施時期：－	

<p>城羊羹センター整備事業</p> <p>事業内容:小城羊羹センター等の建築 施設規模:389 m²</p> <p>実施時期:H23~25 年度</p>		<p>羹の展示・販売、製造工程の実演などを備えた観光物産館「小城羊羹センター」の整備を行うことで、「広域観光の拠点づくり」と「まちなかの賑わいづくり」の実現を図ることができ、目標達成に必要な事業である。</p>		
<p>事業名:まちづくり活動推進事業／小城公園おもてなし茶屋社会実験事業</p> <p>事業内容:小城公園の良好な景観と羊羹等の地元特産品を味わってもらう茶屋を実験的に設置</p> <p>実施時期:H23~24 年度</p>	(株) まちづくり 小城	<p>本事業は、小城公園内に観光案内機能等を備えた「おもてなし茶屋」を設置し、小城公園の良好な景観とともに、羊羹等の地元特産品を味わってもらう観光ホスピタリティの提供による観光客等の誘致を図る。賑わい創出に寄与する事業として、目標達成に必要な事業である。</p>	○支援措置:一 ○実施時期:一	
<p>事業名:小城塾推進事業</p> <p>事業内容:定期的な小城塾の開催と地元発見ツアー、ものづくり塾、講演会等を内容とする小城塾大祭の開催</p> <p>実施時期:H21 年度</p>	小城本 町開発 組合	<p>本事業は、中心商店街で組織する小城本町開発組合が事業主体として「子ども達を育む」「健康を守る」「景観を守り育てる」をテーマとした寺子屋小城塾や小城塾大祭の開催により、小城本町界隈やその周辺をフィールドとして、まちづくりの輪及び地域の活性化を図るもので、目標の達成に必要な事業である。</p>	○支援措置:一 ○実施時期:一	
<p>事業名:観光物産館管理運営事業</p> <p>事業内容:観光物産館「小城羊羹センター」「小城のファーマーズマーケット」施設の管理運営 施設規模:866.0 m²</p> <p>実施時期:H26 年度～</p>	(株) まちづくり 小城	<p>本事業は、道(まち)の駅の拠点となる施設として、市内の特産品の展示と産直販売店舗、テナントミックス店舗、交流スペース等を備えた「小城ファーマーズマーケット」と地域ブランドである小城羊羹の展示販売、羊羹歴史紹介スペース、製造工程体験コーナーなどを備えた「小城羊羹センター」からなる観光物産館の管理運営を行い、「広域観光の拠点づくり」と「まちなかの賑わいづくり」の</p>	○支援措置:一 ○実施時期:一	

		実現を図るもので、目標の達成に必要な事業である。		
事業名: 中心市街地ポータルサイト構築事業	小城市 中心市街地活性化協議会	本事業は、中心市街地をはじめとする市内商業・イベントのHPポータルサイト「小城城下町・羊羹のまち.com」(仮称)を開設し、市民や観光客等に旬な情報をいち早く提供することで、観光客等の誘致と賑わい創出ができ、目標の達成に必要な事業である。	○支援措置: - ○実施時期: -	
事業内容: インターネットホームページポータルサイトの開設				
実施時期: H22年度				
事業名: まちづくり活動推進事業/ レンタサイクル社会実験	小城市 中心市街地活性化協議会	本事業は、リサイクル自転車や電動アシスト自転車(カート)等を安価で提供し、中心市街地における買い物客や観光客の利便性及び回遊性を高めるために、社会実験を行い、本格実施に繋げることで、回遊性の向上、賑わい創出に寄与することから、目標の達成に必要な事業である。	○支援措置: - ○実施時期: -	
事業内容: レンタル自転車の管理運営の社会実験事業				
実施時期: H22~26年度				
事業名: 小京都小城まちあかりイベント	実行委員会	本事業は、歴史公園100選の小城公園や22世紀に残す佐賀県遺産のルーテル小城教会等を竹灯籠やキャンドルの明かりで灯し、また小城公園・岡山神社などをライトアップして浮かび上がらせることにより、城下町のイメージアップを図るとともに、観光客等へ新たな魅力を提供することで、観光客等の誘致と賑わい創出ができ、目標の達成に必要な事業である。	○支援措置: - ○実施時期: -	
事業内容: 小城公園を中心に竹灯籠、キャンドル及びスポットライトによるライトアップ				
実施時期: H22~26年度				
事業名: 観光ボランティアガイド養成事業	観光協会	本事業は、観光ボランティアガイドを養成し、まち歩き案内人を設置する。これにより、中心市街地の観光回遊利便性が向上し、「広域観光の拠点づくり」と「まちなかの賑わいづくり」の実現に寄与することから、目	○支援措置: - ○実施時期: -	
事業内容: 観光ボランティアの養成と活動を支援				
実施時期: H21~26年度				

		標の達成に必要な事業である。		
事業名:おぎアマチュア音楽祭事業	商工会議所	本事業は、おぎアマチュア音楽祭実行委員会による夏の音楽の祭典を開催する事により、地元の人々が一体となって地域の活性化を図り、広く県内の来客に小城市をPRする。「まちなかの賑わいづくり」の実現に寄与することから、目標の達成に必要な事業である。	○支援措置：－ ○実施時期：－	
事業内容:小城公園グラウンドを会場にして、市内内外のアマチュア音楽家の演奏会と花火大会を開催				
実施時期: H21～26 年度				
事業名:小京都「小城」ホテルの里ウォーク事業	観光協会	本事業は、5月下旬のホテルの飛び交う時期に小京都「小城」に点在する観光スポットを歩き、小京都「小城」の魅力とホテルをPRすることで、「広域観光の拠点づくり」と「まちなかの賑わいづくり」の実現に寄与することから、目標の達成に必要な事業である。	○支援措置：－ ○実施時期：－	
事業内容:中心市街地の観光スポットを巡りウォーキング				
実施時期: H21～26 年度				
事業名:大型商業施設拡充整備事業	民間事業者	本事業は、店舗、駐車場が手狭になったため、移転リニューアルし、住民の日常生活品提供サービス向上に努めるとともに、中心市街地の集客・回遊性向上や商店街と連携したコミュニティ活性化に貢献していく事業展開により、賑わい創出と人口定着に寄与する事業として、目標達成に必要な事業である。	○支援措置：－ ○実施時期：－	
事業内容:大型商業施設の移転新築による店舗面積と駐車場の拡充及び地産地消コーナーの設置				
施設規模: 1,479 m ² 実施時期: H21 年度				

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

[1] 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性
(1) 現状分析 <p>小城市において、他の地方都市と同様に自家用自動車が生計交通の中心であり、そのために自家用自動車を利用できない高齢者、障がい者等の交通弱者にとって、日常の買物や通院等の社会生活を送る上で不便をきたしている。</p> <p>一方、交通弱者の利用交通手段として大きな位置を占める乗り合いバスは、モーターリ</p>

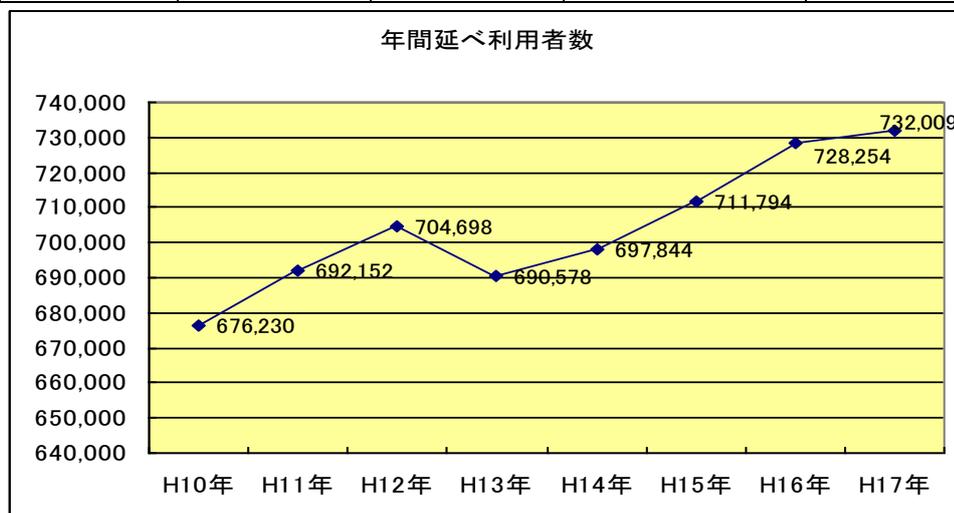
ゼーションや過疎化の進展により、輸送人員の減少に歯止めがかからず、バス事業者単独での路線維持が極めて困難な状況になり、国道203号を運行している国庫補助対象路線以外の不採算路線については廃止となっている。

また、本市の中心市街地は、JR唐津線小城駅を有しているが、現在の小城駅は、明治39年に整備されて以来、大規模な改修は行われていないことから老朽化が進み、また駅南の住宅開発に伴う南北連携強化、車社会に対応した駅前広場の再編、駐車場・駐輪場の確保など、現在の本市の社会形態に対応した駅機能を有しているとはいえない状況である。

JR小城駅（唐津線）

（単位：人）

	①乗車人員	②降車人員	延べ利用合計 (①+②)	1日平均	
				乗車	降車
平成10年	336,884	339,346	676,230	923	930
平成11年	344,687	347,465	692,152	944	952
平成12年	350,769	353,929	704,698	961	970
平成13年	343,970	346,608	690,578	942	950
平成14年	349,007	348,837	697,844	956	956
平成15年	355,510	356,284	711,794	971	973
平成16年	362,785	365,469	728,254	994	1,001
平成17年	364,497	367,512	732,009	999	1,007



① 路線バス系統別の年間延乗客数の推移

運行主体	路線名	運行経路	運行本数 平日/休日	利用者数（日平均）乗客/降客
昭和バス	小城－牛津線（廃止路線代替バス）	小城－小城駅前－下江良－牛津駅前(5.4km)	14本/10本	43人/8人
	中極線（生活交通路線バス）	小城－大地町－中極－営業所前－尼寺－市文化開館前－佐賀駅バスセンター(15.8km)		

多久線（生活交通路線バス）	多久－徳万－小城－佐賀駅バスセンター(25.6km)	11本／19本	152人／121人
多久線（生活交通路線バス）	山口－多久－小城－佐賀駅バスセンター(34.6km)		
唐津－佐賀線（生活交通路線バス）	唐津大手ロー－山本－相知郵便前－岩屋駅前－牧瀬－多久発着所－東多久－小城－大寺－徳万－県警本部前－佐賀駅バスセンター(51.6km)	30本／20本	530人／221人

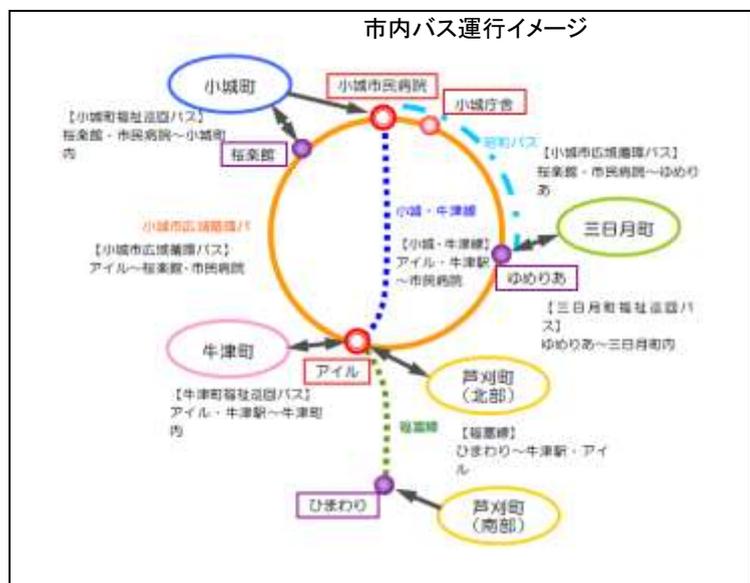
(2) 公共交通機関の利便性増進の必要性

今後も中心市街地において老年人口及び割合も高まることが予想される。このため高齢者や障がい者をはじめとするあらゆる人の立場に考慮したまちづくりが必要であり、高齢者や子ども連れなどの交通弱者も行きたい場所へ行きやすく、そこに住む人や訪れる人などに対し、様々な移動手段が用意されている必要がある。

本市においては、圏域全体に及ぶバス路線の維持や路線バスの走らない地域をカバーする福祉バス運行事業の充実が必要である。

また、高齢者や児童生徒等交通弱者等、誰もが利用しやすい駅施設、バスセンター等の施設を充実させる必要がある。

現在、本市では、市民の交通手段の充実を目的に、公共公益施設を中心に市内循環バスの試験運行を行っている。今後、運行結果を受けて、JR小城駅やJR牛津駅を中心とする公共交通結節機能の強化を図るため新たな地域交通システム構築に向けた検討を進め、中心市街地への移動手段の確保を図る必要がある。



(3) フォローアップの考え方

事業の進捗状況について毎年度確認し、必要に応じて事業を促進するための措置を講じる。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：中心市街地まち	小城市	本事業は、中心市街地内の	○支援措置：社会	

<p>づくり活動支援事業</p> <p>事業内容：住民の主体的なまちづくり活動へ助成</p> <p>実施時期：H23～26年度</p>		<p>清掃活動、花の景観づくり運動、水路に手作りプランター設置、防犯灯の設置等の地区住民が自主的に行うまちづくり活動に対して助成を行うものであり、目標達成に必要な事業である。</p>	<p>資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（小城市街地地区））</p> <p>○実施時期：H23～H26年度</p>	
<p>事業名：地域生活基盤施設／JR 小城市駅周辺環境整備事業（再掲）</p> <p>・駅前広場整備</p> <p>事業内容：駅前の交通広場・ロータリーの再整備1,858㎡・バリアフリー対応の公衆トイレの整備</p> <p>実施時期：H24～26年度</p>	小城市	<p>本事業は、JR小城市駅の公共交通機関相互の乗換利便性の向上、安全で快適な歩行者空間等の確保等を図るため、ロータリー等の見直しによる駅前交通広場の再整備を行い、利用者等の利便性の向上を図ることができ、目標達成に必要な事業である。</p>	<p>○支援措置：社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（小城市街地地区））</p> <p>○実施時期：H24～H26年度</p>	
<p>事業名：地域創造支援事業／書聖・中林梧竹没後100年記念事業</p> <p>事業内容：書聖・中林梧竹没後100年記念事業の実施に対する助成</p> <p>実施時期：H24年度</p>	小城市	<p>本事業は、中心市街地内にある梧竹記念館等において、小城市出身である書聖・中林梧竹の没後100年を記念し、全国各地にある梧竹の代表作（書・屏風等）の展示や体験講座（拓本教室、篆刻教室）、梧竹ゆかりの地をめぐる探訪会、梧竹関連のトークショー等を実施すると共に、小城市の物産の展示販売等を行う事により、小城市の魅力を全国に発信することができ、賑わいの創出に寄与することから、目標達成に必要な事業である。</p>	<p>○支援措置：社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（小城市街地地区））</p> <p>○実施時期：H24年度</p>	

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業該当なし

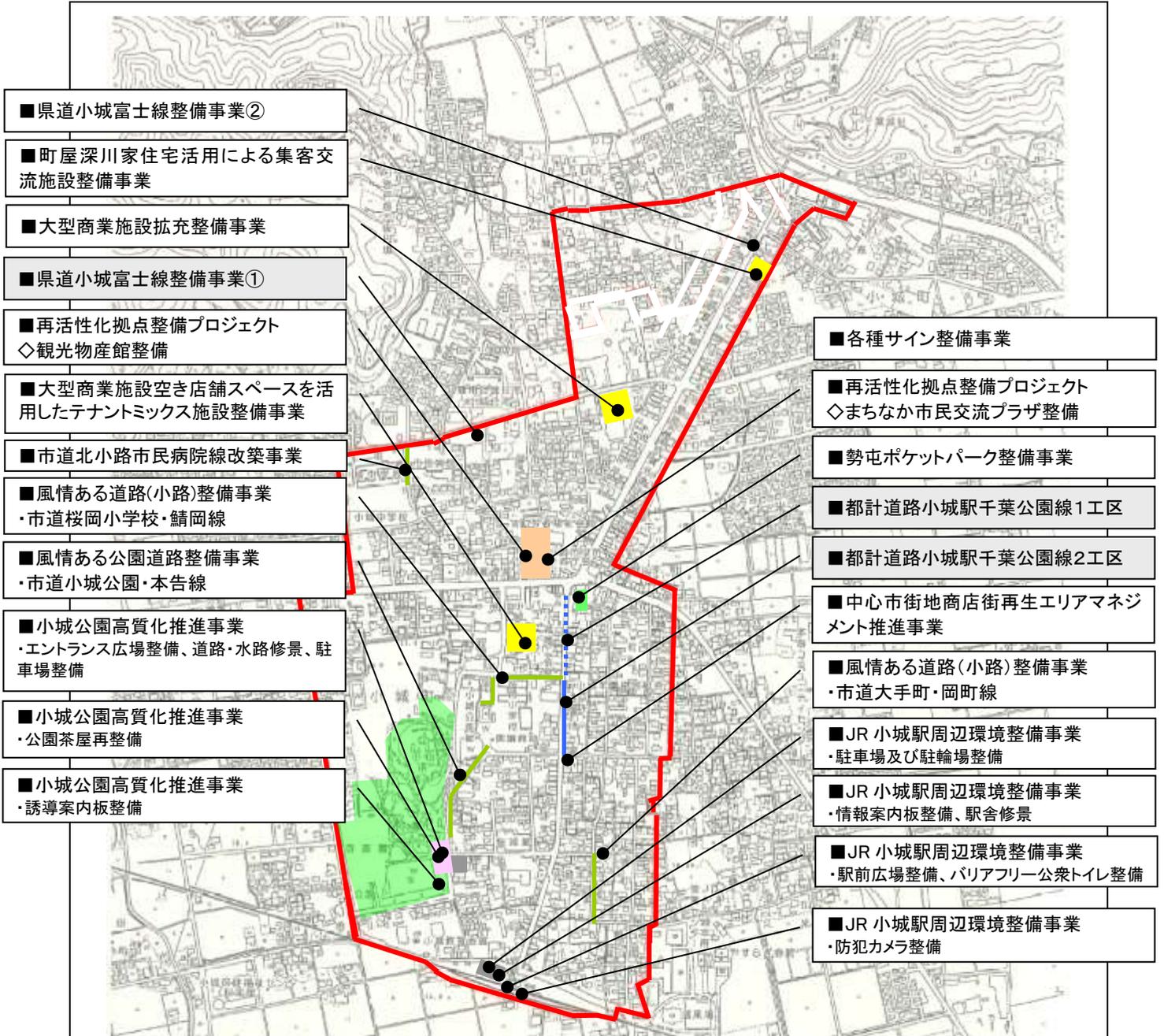
(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実	その他の事項
--------------	------	-------------------	----------------	--------

			施時期	
事業名：まちづくり活動 推進事業／中心市街地 協働のまちづくり実施 計画作成支援事業	小城市	本事業は、地区の資源（歴 史文化、土地、空店舗等）を 見直し、さらに活用策から、 賑わいづくりや良好なコミュ ニティの形成を図るソフト事 業まで、まちづくりに参画す る地区住民の知恵を集め「ま ちづくり実施計画」としてま とめ、まちづくりの実践へと 繋げていくこととしており、 目標達成に必要な事業であ る。	○支援措置：－ ○実施時期：－	
事業内容：地区まちづく り実施計画作成支援（ア ドバイザー派遣等）				
実施時期：H22～24年度				
事業名：循環バス運行事 業	小城市	本事業は、主要拠点施設を つなぐ循環バスの運行につい て、小城市地域公共交通会議 の検討を経て、運行を行うも のである。高齢者などの交通 弱者が買い物や病院に行きや すくするために市内公共交通 環境の調整と充実を図ること で、中心市街地へのアクセス 性の向上につながり、賑わい 創出及び人口定着に寄与する 事業であることから、目標達 成に必要な事業である。	○支援措置：－ ○実施時期：－	
事業内容：市内主要拠点 及び観光地をつなぐ循 環バスの運行				
実施時期：H17年度～				
事業名：小城屋根のない 博物館事業 ・歴史説明案内板整備	小城市	本事業は、中心市街地区域 内に多数ある文化財や歴史的 価値のある建造物等の説明案 内板の設置により、観光客等 への情報提供や回遊性の向上 が図られ、まちなか観光にも 寄与することが期待できるこ とから、目標の達成に必要な 事業である。	○支援措置：－ ○実施時期：－	
事業内容：案内板の設置 工事				
実施時期：H20～26年度				
事業名：小城屋根のない 博物館事業 ・我が家のお宝展	小城市	本事業は、中心市街地にお いて町屋や一般住宅、店舗等 にある文化財や貴重な骨董品 を店先などに展示する街角ギ ャラリーを開催し、まちなか	○支援措置：－ ○実施時期：－	
事業内容：町屋や商店等 にある文化財及び貴重				

<p>な骨董品を店先等に展示する街角ギャラリーの開催</p> <p>実施時期：H20～26年度</p>		<p>回遊性の向上を図るとともに、文化財の掘り起こしと保存・活用を通じて観光にも寄与することが期待できることから、目標の達成に必要な事業である。</p>		
<p>事業名：小城屋根のない博物館事業 ・小城市民学芸員制度</p> <p>事業内容：貴重な歴史・文化を次世代に継承するとともに、来街者へのおもてなし機能の向上のために、学芸員を任命</p> <p>実施時期：H20～26年度</p>	小城市	<p>本事業は、小城の文化財について詳しい知識を持ち、その文化財を守り伝える意識を持つ活動を行う者を市民学芸員に任命し、各文化財についての解説や来街者に対しての助言や指導を行うことで、来街者のおもてなし機能の向上が図られ、交流人口の拡大に寄与することから、目標の達成に必要な事業である。</p>	<p>○支援措置：－</p> <p>○実施時期：－</p>	
<p>事業名：高度芸術鑑賞事業</p> <p>事業内容：歴史資料館（桜城館）をメイン会場として多様な芸術・文化の鑑賞機会を提供</p> <p>実施時期：H20～26年度</p>	小城市	<p>本事業は、多様な芸術・文化の鑑賞機会を提供することにより、豊かな心の育成を図るとともに、文化・芸術活動による多世代交流を促進する。本事業については、賑わい創出に寄与することから、目標の達成に必要な事業である。</p>	<p>○支援措置：－</p> <p>○実施時期：－</p>	
<p>事業名：22世紀に残す佐賀県遺産支援事業</p> <p>事業内容：22世紀に残す佐賀県遺産の緊急に修理、補修等に係る費用に補助</p> <p>実施時期：～H26年度</p>	小城市 佐賀県所有者	<p>本事業は、市内に所在する22世紀に残す佐賀県遺産のうち、緊急に修理、補修等が必要なものに係る費用に補助を行うものである。歴史的建造物等の保存と活用が図られることで、賑わい創出に寄与することから、目標の達成に必要な事業である。</p>	<p>○支援措置：－</p> <p>○実施時期：－</p>	

◇ 4 から 8 までに掲げる事業及び措置の実施箇所



1	中心市街地景観形成ガイドライン作成事業	16	小京都小城まちあかりイベント
2	桜岡放課後児童クラブ室整備事業の推進	17	小城祇園700年祭プロジェクト
3	まちなか住宅相談会(住まい・まちづくりアシスト制度)	18	小城塾推進事業
4	まちなか居住推進事業	19	アマチュア音楽祭事業
5	大規模小売店舗立地法の特例	20	小城屋根のない博物館事業(我が家のお宝展)
6	中心市街地活性化タウンマネージャー設置等事業	21	小城屋根のない博物館事業(歴史説明案内板整備)
7	中心市街地活性化推進事業	22	小城屋根のない博物館事業(小城市民学芸員制度)
8	中心市街地商店街等活性化事業計画支援事業	23	小城 PA スマートインターチェンジ整備事業
9	商店街等景観整備事業(ファサード整備支援)	24	高度芸術鑑賞事業
10	商店街元気づくり事業	25	22世紀に残す佐賀県遺産支援事業
11	小城公園おもてなしの茶屋社会実験事業	26	循環バス運行事業
12	中心市街地ポータルサイト構築事業	27	中心市街地まちづくり活動支援事業
13	小城城下町・羊羹のまちの駅ネットワーク構築事業	28	中心市街地協働のまちづくり実施計画作成支援事業
14	観光ボランティアガイド養成事業	29	レンタサイクル社会実験事業
15	小京都小城ホテルの里ウォーク事業	30	書聖・中林梧竹没後100年記念事業